答 弁 第 五 七 号令和四年十二月十六日受領

内閣衆質二一〇第五七号

令和四年十二月十六日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議員松原仁君提出ウイグル人強制労働に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆

議院議長

細

田

博

之殿

## 衆 議院議員松原仁君提出ウイグル人強制労働に関する再質問に対する答弁書

ても、 イヤー ンス・ くも は、 刻に、 ある」 ガイドライン検討会」 あるため、 解消するものの、 に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 のであるとともに、 最 なる可能 との記載については、 ガイダンス」(二千十八年五月経済協 -等との 経済産業省で開催された有識者等をその構成員とする「サプライチェ 後 の手段として検討され、 御指摘のように「直ちに「取引停止」 関係を維持しながら負の影響を防止 性もある。 負の影響それ自体を解消するものではなく、 に このため、 おける検討及びパブリッ 国際的な考え方を示した 同ガイドラインにおける「取引停止は、 適切と考えられる場合に限 • • 直ちにビジネス上の 力開 を行う「必要がある」と改訂」することが妥当であるとは クコメントの実施を経て同ガイドラインに記 発機構作成) ・軽減するよう努めるべきである。 「責任ある企業行動 · 連絡会議決定) って実施されるべきである」 と整合するも 関係を停止するのではなく、 むしろ、 における 自社と人権 0 ため • (令和四年九月ビジネスと人権 のであり、 0 人権 O ンにおける人権尊 「取引停止も検討する必要が こへの負 Е こへの負 C Ď したがって、 また、 ニデュ の影響との との考え方に基づ の影響がさらに深 まずは、 手 載 • デ l 重 続 取 関連性 た 1  $\mathcal{O}$ 面 リジ サプラ ため 引停止 ŧ に ので お  $\mathcal{O}$ 1 工

考えていない。

なお、人権侵害に対する我が国の姿勢については、 令和四年四月十五日の参議院本会議において、岸田内

いては、省庁横断的に取り組むとともに、 米国などの同盟国、同志国と緊密に連携してしっかりと声を上げ 閣総理大臣が、「人権を始めとした普遍的価値を守り抜くことを重視しており、

・・・深刻な人権侵害につ

ていきます」と述べているとおりである。